

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称) ドン・キホーテ燕店

所在地 燕市東太田字砂山2920番 外

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯並びに荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）に関する届出

公告日 令和6年4月23日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和6年9月20日から令和6年10月20日まで